

平成 25 年度業績評価指摘事項の平成 27 年度事業計画における関連部分

I. 健康保険

評価項目	指摘事項	27 年度事業計画関連部分
<p>1. 保険運営の企画</p> <p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p>	<p>■地方自治体との包括的な連携協定等の締結に関しては、その後、如何に具体的な事業に繋げていくかが重要である。</p> <p>■また、パイロット事業に関しても、データヘルス計画の核となる事業主との連携（コラボヘルス）と加入者への意識づけ（健診データに基づく情報提供）に資するよう、全支部での実施を促す更なる取組みが必要である。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 1. (1)</p> <p>都道府県・市町村や医療関係団体と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定を締結し、それに基づき共同して事業を実施するなど連携推進を図る。</p> <p>○ 事業計画Ⅱ. 3. (3)</p> <p>自治体との覚書・協定の締結等に基づく、具体的な事業の連携・協働を促進する。</p> <p>○ 事業計画Ⅱ. 1. (2)</p> <p>各支部で「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、支部の実情に応じて、医療費適正化のための総合的な対策を都道府県や他の保険者と連携しつつ、積極的に立案・実施していく。</p> <p>○ 事業計画Ⅱ. 3. (1)</p> <p>保健事業の効果的な推進を図るため、支部の「健康づくり推進協議会」などの意見を聞きながら、地方自治体との連携・協定等を活かし、地域の実情に応じた支部独自の取組みを強化するとともに、本部と支部の共同で実施したパイロット事業の成果を広めていくほか、好事例を迅速に展開・共有し、支部間格差の解消に努める。</p>
<p>(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策</p>	<p>■本事業については、医療費適正化に資する事業であり、今後も更に充実できるよう、引き続き積極的に取り組まれない。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 1. (2)</p> <p>医療費適正化対策をさらに推進するため、レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進を引き続き実施するとともに、25年度からパイロット</p>

		事業として実施している医療機関における資格確認事業の全国展開を図る。また、協会けんぽに付与された事業主に対する調査権を積極的に活用し、現金給付の審査の強化を図る。
(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進	<p>■ 今後は更なる成果を上げることが出来るよう、引き続き積極的な取組みを進められたい。</p> <p>なお、その際には、使用割合の支部間格差を生じさせないよう留意するとともに、ジェネリック医薬品の使用について、抵抗がある者が存在することも考慮し、これらの者に対してどのようなアプローチをすることが有効かの検討も併せて行うことが必要である。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 1. (3)</p> <p>ジェネリック医薬品の更なる使用促進のため、ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通ずるサービスの対象範囲の拡大を引き続き図るほか、その使用促進効果を更に着実なものとするよう、年度内2回目通知を継続する。このほか、ジェネリック医薬品希望シールの配布を行うなど加入者への適切な広報等を実施する。また、その効果を着実なものとするために、地域の実情に応じて、医療機関関係者、薬局関係者へ働きかけ、セミナー等を開催して地域における積極的な啓発活動を推進するなど、きめ細かな方策を進める。</p> <p>○ 目標指標</p> <p>ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）：65.1%</p>
(4) 調査研究の推進等	<p>■ 今後は、引き続き取組みを推進するとともに、協会本部においては、各支部が実施する調査研究事業のバックアップに努めるとともに、調査分析の結果をどのように医療費適正化に活用して行くかということも併せて検討されたい。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 1. (4)</p> <p>地域医療構想（ビジョン）の協議の場の設置や、保険者協議会の法定化等により、これまで以上に医療保険者の地域医療への関与が求められることを踏まえ、各支部がビジョン等の策定に当たって必要な意見発信を行うとともに、本部としても意見発信に当たっての視点の提示等を行う。</p> <p>○ 事業計画Ⅱ. 1. (5)</p> <p>医療・介護に関する情報の収集、分析を的確に行うため、医療費等に関するデータベースを充実するとともに、本部から各支部への各種の情報リストや医療費分析マニュアル等の提供及び支部職員に対する統計分析研修を行い、地域ごとの医療費等の分析に取り組む。また、加入者や研究者に対してレセプト情報等を提供できるよう、先進的な取組み事例も踏ま</p>

		え、検討する。更に、医療の質を可視化するための指標に関する調査研究として、27年度は新たに、地域医療構想策定に係る意見発信のあり方等についても調査研究の対象にする。
(5) 広報の推進	<p>■ 広報の推進に向け、種々の取組みを行った結果、目標指標であるメールマガジンの登録件数が前年度を上回る結果となったが、目標指標とする登録件数については新規登録件数とすることが適当であり、この点については、今後の目標指標設定にあたり検討されたい。</p> <p>また、検証指標である「協会ホームページへのアクセス件数」については、対前年度比で微増に止まっているため高いとは言えず、協会の事業活動について広く理解を得るためにも、より効果的な広報の手法を検討されたい。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 1. (6)</p> <p>いわゆるソーシャルネットワークサービスを活用し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進する。</p> <p>モニター制度や対話集会、支部で実施するアンケートをはじめ加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。</p> <p>○ 目標指標</p> <p>メールマガジンの新規登録件数：13,000件</p> <p>・ホームページへのアクセス件数、利用目的達成度については検証指標として管理</p>
(6) 的確な財政運営	<p>■ 的確な財政運営のための種々の取組みについては評価できるが、依然として協会けんぽは赤字構造体質から脱却するまでには至っていないことから、今後も更に協会の財政基盤強化のための取組みを進めて行く必要がある。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 1. (7)</p> <p>健康保険財政については、財政運営の状況を日次・月次で適切に把握・検証するとともに、直近の経済情勢や医療費の動向を踏まえ、財政運営を図る。各支部の自主性が発揮され、地域の医療費の適正化のための取組みなどのインセンティブが適切に働くような都道府県単位の財政運営を行う。</p>

評価項目	指摘事項	27年度事業計画関連部分
<p>2. 健康保険給付等</p> <p>(1) サービス向上のための取組</p>	<p>■引き続き取組みを推進するとともに、目標を下回ったものについては、その原因を分析し、目標達成に向けた方策を検討されたい。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 2. (1)</p> <p>さらなるサービスの改善に結びつけるため、加入者等のご意見や苦情等について各支部に迅速かつ正確にフィードバックするとともに、各支部の創意工夫を活かしたサービスの改善に取り組むべく、お客様満足度調査等を実施する。</p> <p>○ 目標指標</p> <p>健康保険給付の受付から振込までのサービススタンダード (日数目標と達成率) : 10営業日以内、100% 保険証の交付(資格情報取得から保険証送付までの平均日数) : 2営業日以内</p> <p>・お客様満足度については検証指標として管理</p>
<p>(3) 窓口サービスの展開</p>	<p>■窓口の縮小・廃止にあたっては、引き続き、利用者の利便性を考慮するとともに、関係者等の意見を踏まえたうえで対応されたい。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 2. (2)</p> <p>効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、各種申請等の受付や相談等の窓口については、地域の実情を踏まえつつ、年金事務所等への職員の配置や外部委託を適切に組み合わせながらサービスを提供する。</p> <p>また、年金事務所窓口については窓口の利用状況や届書の郵送化の進捗状況を踏まえ、サービスの低下とならないよう配慮しつつ、効率化の観点からも職員配置等について見直しを行う。</p>
<p>(4) 被扶養者資格の再確認</p>	<p>■今後も引き続き、無資格受診の防止や高齢者医療費に係る拠出金負担の適正化を図るため、日本年金機構と連携し、事業主の協力を得つつ、取組みを推進されたい。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 2. (3)</p> <p>高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。</p>

<p>(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p>	<p>■不正請求の疑いがある申請が依然として少なくない現状に鑑みれば、引き続き、給付の適正化の取組を続けることが必要である。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 2. (4)</p> <p>柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。</p>
<p>(6) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止</p>	<p>■立入調査件数が全国で40件であったことは必ずしも多いとは言えず、不正請求の防止に向け、立入調査権限を活用した取組を一層推進することが必要である。また、不正請求を発生させないためにも、健康保険委員等に対する周知活動を一層推進する必要がある。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 2. (5)</p> <p>保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて、審査を強化する。審査で疑義が生じたものは、各支部に設置されている保険給付適正化プロジェクトチーム会議において適否を判断し、事業主への立入検査が必要な申請については、積極的に調査を実施するなど、不正請求を防止する。</p> <p>なお、本部では審査強化の支援として、資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請された傷病手当金・出産手当金の支払済データを各支部に提供する。</p> <p>○ 事業計画Ⅱ. 2. (10)</p> <p>健康保険委員は、協会と事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、研修の実施、広報活動等により、健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただくとともに、事業主・加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、及びその他協会が管掌する健康保険事業の推進等にご協力いただきながら、より一層結びつきを強めていく。</p> <p>○ 事業計画Ⅱ. 2. (6)</p> <p>海外療養費の不正請求を防止するため、支給申請の審査を強化する。具体的には、申請書に添付された診療明細の精査や、療養を受けたとされる</p>

		<p>海外の医療機関等に対する文書照会等を実施し、審査を強化する。</p>
<p>(7) 効果的なレセプト点検の推進</p>	<p>■ 社会保険診療報酬支払基金の審査の充実等により、協会における点検効果が上がりづらくなっているが、協会としては、研修等を通じて点検員に対する点検技術の向上をなお一層図る必要がある。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 2. (7)</p> <p>診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に、内容点検においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、自動点検等システムを活用した効率的な点検を徹底するとともに、点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。</p> <p>さらに、内容点検業務の一部の外部委託を全支部で実施し、支部が行う内容点検を充実させることにより、レセプト点検の質を一層向上させる。併せて、点検員が点検業者のノウハウを取得し活用すること及び競争意識の促進を図ることにより、点検員の質をより一層向上させ点検効果額のさらなる引き上げを行う。</p> <p>○ 目標指標</p> <p>加入者1人当たり診療内容等査定効果額（医療費ベース）：138円以上</p>
<p>(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化</p>	<p>■ 回収率が60%台に止まっていることに鑑みれば、日本年金機構との連携のもと、更なる回収強化に向けての新たな方策を検討し、なお一層、取組みを強化する必要がある。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 2. (8)</p> <p>資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証回収（一般被保険者分）については、日本年金機構が催告状による一次催告を実施しているが、資格喪失後の受診に伴う債権の発生を防止するため、協会は文書による二次催告、電話や訪問を取り混ぜた三次催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。また、保険証回収業務の外部委託の実施の拡大を図る。</p> <p>なお、事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒</p>

		体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。
(9) 積極的な債権管理回収業務の推進	■依然として回収実績が6割に満たないことから、今後、なお一層、取組みを強化する必要がある。	○ 事業計画Ⅱ. 2. (9) 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。併せて、交通事故等が原因による損害賠償金債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。 また、債権管理の統括責任者会議や担当者研修会を開催し、債権回収業務のノウハウの取得や、それに伴う債権回収業務の効率化を図るほか、効果的な回収方法を各支部に周知する。
(10) 健康保険委員の委嘱者数拡大と活動強化	■協会の事業を進めるにあたり、事業所と協会との距離を可能な限り縮めることが必要であり、健康保険委員は非常に重要な役割を有していることから、引き続き、更なる委嘱者数の拡大に努めるとともに、研修会等を通じて健康保険委員の知識向上に努められたい。	○ 事業計画Ⅱ. 2. (10) 健康保険委員は、協会と事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、研修の実施、広報活動等により、健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただくとともに、事業主・加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、及びその他協会が管掌する健康保険事業の推進等にご協力いただきながら、より一層結びつきを強めていく。 また、健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主・加入者との結びつきをさらに強めるべく健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。

評価項目	指摘事項	27年度事業計画関連部分
<p>3. 保健事業</p> <p>(1) 保健事業の総合的かつ効果的な促進</p>	<p>■保健事業の推進、特に健診等の受診率向上に向け、協会が様々な取り組みを試みたことについては評価できるが、実施率は決して十分な水準ではないため、引き続き、受診勧奨、意識啓発、健診アクセス（利便性）の向上に努めることが必要である。</p> <p>■重症化予防に係る取り組みについては、保健事業の効果的な推進に重要な役割を有しており、協会が行った取り組みについては評価できるので、今後も引き続きデータを活用した受診勧奨等、パイロット事業の好事例を各支部で取り組む等、パイロット事業の結果を事業に取込む必要がある。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 3. (1)</p> <p>各種情報を活用し、より効果的な保健事業を推進するため、健診結果データやレセプトデータ、受診状況等に関する情報の収集、分析を踏まえて加入者の特性や課題を把握した上で、本部で示した基本方針に沿って、各支部で作成した「データヘルス計画」の実行初年度にあたり、PDCAを十分に意識し、支部の実情に応じた効果的な保健事業を進める。</p> <p>また、加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導の目標及び施策、実績を本部支部で共有し、一体となって目標達成に向けて取り組む体制を一層強化するとともに、生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取り組みを進める。</p> <p>更に、保健事業の効果的な推進を図るため、支部の「健康づくり推進協議会」などの意見を聞きながら、地方自治体との連携・協定等を活かし、地域の実情に応じた支部独自の取り組みを強化するとともに、本部と支部の共同で実施したパイロット事業の成果を広めていくほか、好事例を迅速に展開・共有し、支部間格差の解消に努める。</p>
<p>(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進</p>	<p>■実施率は決して十分な水準にあるとは言えず、前年度より目標指標を下げている（被保険者の健診実施率（50.0%→50.1%）を除く）ことも考慮すると、これまでの業績評価の指摘事項に対する対応が十分になされているとは言い難い。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 3. (2)</p> <p>事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けることができるよう、「データヘルス計画」による協働業務などを通じ、事業主への積極的な働きかけを行うなど、業務の実施方法を工夫する。</p> <p>特定健康診査については、受診者の利便性の向上を図るため、市町村が行うがん検診との連携強化を図るとともに、連携が図れない地域等につい</p>

	<p>■ 今後は、協会が設定した目標を達成するのはもちろんのこと、国が定めた目標を達成することも視野に入れ、なお一層、実施率の向上に向けて取り組むことが必要である。</p>	<p>ては、協会主催の集団健診や「オプション健診」の拡大を図る。</p> <p>受診者と協会の中に位置する健診機関との協力関係を強化し、健診の推進や事業者健診データの取得促進を図る。</p> <p>事業者健診データの取得は、事業主への勧奨効果が大きいと思われることから、医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知（平成 24 年 5 月厚生労働省より発出）の活用や各都道府県の労働局、健診機関等と連携を図り、事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問により意識啓発を図り、実施目標の達成に努めていく。</p> <p>○ 目標指標</p> <p>特定健康診査実施率：被保険者 57.5%、被扶養者 20.2%</p> <p>事業者健診のデータの取込率：10.6%（被保険者）</p> <p>特定保健指導実施率：被保険者 14.5%、被扶養者 3.3%</p>
<p>(3) 各種事業の展開</p>	<p>■ 今後は、覚書や協定を締結することに終始せず、これを基に実際の事業に結びつけていくことが必要である。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 3. (3)</p> <p>自治体との覚書・協定の締結等に基づく、具体的な事業の連携・協働を促進する。</p>

Ⅱ. 船員保険

具体的な評価内容	指摘事項	27年度事業計画反映状況
<p>1. 保健運営の企画・実施</p> <p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p>	<p>特に、「ジェネリック医薬品軽減額通知」の取組みについては、大きな成果を上げていることから、引き続き、積極的に取り組まれない。</p>	<p>○事業計画Ⅱ.1.(3)</p> <p>ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向け、広報を強化するとともに、平成26年度に引き続き、ジェネリック医薬品に切り替えいただいた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスを、通知対象者の拡大を図った上で、年2回実施する。</p> <p>また、ジェネリック医薬品の希望を申し出いただく際に利用いただける「ジェネリック医薬品希望シール」を引き続き配付する。</p>
<p>(2) 情報提供・広報の充実</p>	<p>加入者の立場からわかりやすい情報提供を適切に実施しているかという点については、リーフレット等のページ数を増やすことが加入者にとって本当にわかりやすいものとなっているか否かの検証する必要がある。</p>	<p>○事業計画Ⅱ.1.(2)</p> <p>情報提供・広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者や船舶所有者に対する情報提供や広報については、利用者の立場からわかりやすい、時宜を得た情報提供を積極的かつ計画的に実施する。 情報提供等に当たっては、ホームページ、メールマガジン等の電子媒体による広報を推進するとともに、インターネットを利用されない方々を含めた幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するなど、紙媒体による情報提供、広報についても充実を図る。 引き続きホームページに「船員保険マンスリー」を掲載するとともに、船員保険の運営状況等について理解を深めていただくため、年に一度、加入者や船舶所有者等に「船員保険通信」を送付するなど、定期的な情報提供を行う。 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報

		<p>提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メールマガジンについては、利用者の拡大に努め、積極的かつ定期的な情報提供を行うとともに、船員保険事業の推進及び加入者サービスの向上のため、加入者や船舶所有者のご意見等を積極的に収集する。 ・ 効果的かつ効率的な広報を実施するため、アンケート等による効果検証を実施する。
(3) ジェネリック医薬品の使用促進	今後、更なる成果が得られるよう、引き続き取組みを推進されたい。	<p>○事業計画Ⅱ.1.(3)</p> <p>ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向け、広報を強化するとともに、平成26年度に引き続き、ジェネリック医薬品に切り替えいただいた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスを、通知対象者の拡大を図った上で、年2回実施する。</p> <p>また、ジェネリック医薬品の希望を申し出いただく際に利用いただける「ジェネリック医薬品希望シール」を引き続き配付する。</p>
(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保	現時点においては、安定的な財政運営が確保されていると考えられるが、被保険者数が減少傾向にあることや、1人当たり医療費が増加していることからすると、今後は予断を許さない状況であるため、継続して安定的な財政運営が確保できるよう努める必要がある。	<p>○事業計画Ⅱ.1.(4)</p> <p>健全かつ安定的な財政運営の確保</p> <p>中期的な財政見通しを踏まえ財政運営の状況を適切に把握・検証し、医療費の適正化、業務改革、経費の削減等のための取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保する。</p> <p>また、船員保険の準備金については、安全確実かつ有利な管理・運用を行うこととし、運用状況については、定期的に船員保険協議会において報告する。</p>
(5) 準備金の安全確実かつ有利な管理・運用	準備金については、引き続き安全確実かつ有利な運用をされたい。	

<p>2. 船員保険給付等の円滑な実施</p> <p>(1) 保険給付等の適正かつ迅速な支払い</p>	<p>保険給付の適正化を目的として、広報等の取組みも積極的に実施しており、今後も引き続きこれらの取組みを推進されたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ.2.(4)</p> <p>保険給付等の業務の適正な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職務外の事由による傷病手当金等の給付、職務上の事由による休業手金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの保険給付等を正確かつ迅速に支払う。なお、必要な場合には実地調査等を実施し、給付の適正化を図る。 ・ 下船後の療養補償について、適切な申請がされるよう加入者や船舶所有者等に対し、制度の趣旨や仕組みについて、引き続き周知を図る。 ・ 柔道整復施術療養費についても、引き続き、加入者等に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。
<p>(2) サービス向上のための取組み</p>	<p>苦情・意見及び提案の件数については、前年度より大幅に増加していることから、苦情については迅速な対応をするとともに、意見及び提案については共有し、活用できるものについては積極的に活用されたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ.2.(1)</p> <p>サービス向上のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速にサービスの改善に結びつけるため、加入者や船舶所有者のご意見等を積極的に収集し、サービス向上委員会を活用するなどにより更なるサービスの向上を図る
<p>(3) 高額療養費制度の周知</p>	<p>今後は、周知活動を強化するとともに、勧奨についても引き続き取組みを進められたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ.2.(2)</p> <p>高額療養費制度の周知</p> <p>限度額適用認定証については、高額療養費が現物給付され利便性が高いことなどを引き続き周知し、更なる利用促進に取り組む。また、高額療養費の未申請者に対し、引き続き支給申請の勧奨を行う。</p>

<p>(4) 被扶養者資格の再確認</p>	<p>今後も引き続き、被扶養者資格の再確認に係る取組みを推進されたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ.2.(6) 被扶養者資格の再確認 高齡者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を図るため、平成26年度に引き続き被扶養者資格の再確認を、日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行う。</p>
<p>(5) レセプト点検の効果的な推進</p>	<p>今後も引き続き研修等を通じ、点検員の点検技術向上に努められたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ.2.(5) レセプト点検の効果的な推進 自動点検システムの本格稼働を踏まえ、東京支部との連携の下、効率的なレセプト点検を実施するとともに、研修の充実、抽出条件等の蓄積、点検員の知見・査定事例の共有化を推進し、点検技術の向上に努め、点検効果額を引き上げる。</p>
<p>(6) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収</p>	<p>今後も更なる回収率の向上に向け、引き続き取組みを推進するとともに、債権の回収については、今後、なお一層の回収実績向上に向けて取組みを強化されたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ.2.(7) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収 債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失された方からの保険証回収について、文書等による催告などを通じて回収を促進する。 また、不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。</p>

<p>3. 保健・福祉事業の着実な実施</p> <p>(1) 保健事業の効果的な推進</p>	<p>そのほとんどが（被扶養者の健診を除き）協会が設定した目標でさえ達成するには至っておらず、実施率は決して十分な水準にあるとは言えない。</p> <p>また、前年度より目標指標を下げていることも考慮すると、これまでの業績評価の指摘事項に対する対応が十分になされているとは言いがたい。</p> <p>今後は、協会が設定した目標を達成するのはもちろんのこと、国が定めた目標を達成することも視野に入れ、なお一層、実施率の向上に向けて取り組むことが必要である。</p>	<p>○事業計画Ⅱ.3.(2)</p> <p>特定健康診査及び特定保健指導の実施体制等の強化</p> <p>第二期特定健康診査等実施計画（平成25年度～平成29年度）を着実に実施し、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上を図るため、以下の取組み等を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査及び特定保健指導事業の実施に当たっては、受診率の向上等を図るため、これまで取り組んできた健診等の実施体制の拡充、利用手続きの簡素化及び費用負担の軽減等の取組みを引き続き推進し、効果的な事業実施を図る。 ・ 健診の実施体制の拡充に当たっては、引き続き、実施機関数の増に努めるとともに、巡回健診の拡充の可能性等について検討し、より身近な場所での受診が可能となるよう、実施体制の充実を図る。 ・ 被扶養者に対する健診事業の実施に当たっては、引き続き、特定健康診査に代えて生活習慣病予防健診の受診を可能とし、健診の利用促進を図る。また、受診券の送付時に、特定健康診査と市町村が実施するがん検診との同時受診に関する広報を併せて行う。 ・ 利用手続きを簡便化するため、引き続き、健診等の案内とともに直接受診券を送付することとし、被扶養者については、その自宅（被保険者宅）へ直接送付する。 ・ 特定保健指導の実施に当たっては、健診事業と併せて外部機関に委託して実施しているが、実施体制の強化に向け、これまでの委託事業者に加えて特定保健指導を実施する事業者を確保すること等について検討し、実施機関の拡充及び特定保健指導の対象者のうち未利用者への働きかけの強化を図る。 ・ 特定健康診査の未受診者については、船員手帳の健康証明書データの取
--	---	--

		<p>得に重点的に取り組むこととし、被保険者及び船舶所有者から直接収集する取組みをさらに強化するとともに、健診実施機関から直接収集することの可能性等について検討し、データの取得率の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 船員手帳の健康証明書データの提供者に対しても、各人の健康状態に適した健康づくりに関する情報提供等を行うとともに、関係団体や船舶所有者等と協働した健康づくり支援の取組みを進める。 <p>○目標指標</p> <p>特定健康診査実施率：被保険者 40.5%、被扶養者 19.0%</p> <p>船員手帳健康証明書データの取得率：32.0%</p> <p>特定保健指導実施率：被保険者 19.0%、被扶養者 7.0%</p>
<p>(2) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組み</p>	<p>今後も引き続き、取組みを推進されたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ.3.(3)</p> <p>加入者の健康増進等を図るための取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者の健康意識の向上を図るとともに、医療機関の受診勧奨及び特定保健指導の利用勧奨を図るため、特定保健指導の対象者並びに糖尿病、脂質異常症及び高血圧症の者を対象に、個人ごとに、健診結果に応じた生活習慣の改善策等を小冊子にまとめて送付し、情報提供する事業（オーダーメイドの情報提供事業）を、引き続き実施する。 なお、平成27年度からは、これまで送付対象とすることができなかった年度後半の受診者を含め、年度内の受診者全員を送付対象とすることにより、送付対象者の拡大を図る。 健診データの分析結果等に基づき、船舶所有者ごとに加入者の健康状態について取りまとめた結果を、いわゆる事業所カルテとして情報提供する事業を本格的に実施するとともに、船員労使団体等による研修会等の機会に、保健師等の専門家を講師として派遣し、健康問題について理解、学習いただく、出前健康講座事業等を積極的に推進することを通じて、船舶所

		<p>有者等における、加入者の健康づくりの取組みを支援、促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船員労働の特殊性を踏まえつつ、食生活、運動、飲酒、喫煙等に関する生活習慣の改善方法や歯科口腔保健等について、情報提供冊子の配付等を通じて、加入者の健康意識の向上を図るとともに、加入者の健康づくりを支援する上で船舶所有者等との協働事業の実施に向けた検討を行う。 ・ また、「船員労働安全衛生月間」等の機会を活用し、関係行政機関、関係団体等と連携の下、船員の健康問題の改善に役立つ催し等を実施することについて検討を進める。
<p>(3) 福祉事業の着実な実施</p>	<p>今後も引き続き、船員労働の特殊性を踏まえ、福祉事業の着実な実施に取り組まれない。</p>	<p>○事業計画Ⅱ.4</p> <p>福祉事業の着実な実施</p> <p>船員労働の特殊性等を踏まえ、無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療事業の援護を行うとともに、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業については、実施主体である横浜保土ヶ谷中央病院及び東京高輪病院と連携を図るなど、引き続き事業の円滑かつ着実な実施に努める。 ・ 保養事業については、利用実態等を踏まえ、必要な見直し等も行いつつ、事業の円滑かつ着実な実施を図る。 ・ また、平成26年度から開始した旅行代理店の契約宿泊施設を活用した保養事業については、さらに周知・広報に努めるとともに、利用手続きの見直しについても検討する。

Ⅲ. 組織運営及び業務改革

評価項目	指摘事項	27年度事業計画関連部分
1. 業務・システムの刷新	<p>■概ねスケジュールどおりに進捗したもののといえるが、業務・システム刷新後、業務が円滑に進むよう、研修等により十分な事前準備をしておく必要がある。</p> <p>また、業務・システム刷新の結果、何がどのように効率化されるため、人員が何人削減されることから、その人員によりどのような事業が新たに実施若しくは改善されるのかということについても示す必要がある。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 3. (3)</p> <p>業務・システム刷新による新機能等を十分に活用し、特定健康診査や特定保健指導の勧奨や実施の効率化を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、加入者の疾病の予防や健康増進を図る。</p> <p>○ 事業計画Ⅱ. 4. (1)</p> <p>業務・システム刷新により、定型的な業務の集約・外注化を進め、業務の効率化を図るとともに、創造的な活動を拡大することにより、データヘルス計画の推進や事業所の健康づくり、保健指導の勧奨を促進するなど、加入者・事業主へのサービスの充実を図る。また、これらの新しい業務・システムについて、着実な定着を図る。</p>
2. 組織や人事制度の適切な運営と改革	<p>■今後も引き続き、組織的な取組みを推進されたい。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 4. (2)</p> <p>① 組織運営体制の強化</p> <p>本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。</p> <p>② 実績や能力本位の人事の推進</p> <p>目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進する。また、現行の人事制度の課題を整理し、人事制度の改定に向け具体的な検討を進める。</p> <p>③ 協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着</p> <p>加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富ん</p>

		<p>だ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。</p> <p>④ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <p>法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。</p> <p>⑤ リスク管理</p> <p>リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。</p>
3. 人材育成の推進	<p>■今後も引き続き、研修機会を確保することにより、人材育成を推進されたい。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 4. (3)</p> <p>階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業務別研修を実施する。</p> <p>特に若手職員に対する階層別研修では、職員に自らのキャリアビジョンを意識させることにより、具体的な目標を持って日々の仕事に取り組む姿勢を持つことができるようカリキュラムを工夫する。また、人事制度の見直しの検討に併せて、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行えるようにするため、研修制度の見直しを検討する。</p> <p>その他、引き続き、e-ラーニングの実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図る。</p>
4. 業務改革の推進	<p>■定型的事務の集約化や外部委託による更なる効率化については、結果として業務やサービスの質の低下に繋がることのないよう留意し、特に外部委託について</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 4. (4)</p> <p>健康保険給付申請書の入力業務や、保険証や支給決定通知書等の作成・発送業務については、集約化しアウトソースを行うとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企</p>

	は、その効果を定量的に測定することが必要である。	画的業務への重点化を進める。
5. 経費の節減等の推進	<p>■ 今後も引き続き、経費の削減に向けた取組みを推進されたい。</p>	<p>○ 事業計画Ⅱ. 4. (5)</p> <p>引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、競争入札や全国一括入札、消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。</p> <p>調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。</p>

IV. その他

評価項目	指摘事項	27年度事業計画関連部分
<p>1. 事業主との連携・連携強化への取組み</p>	<p>■協会が事業を円滑に推進するにあたっては、事業主との連携や健康保険委員の活用は重要である。</p> <p>業績評価検討会委員からは、事業主との連携を一層強化するためにも、健康保険委員の組織化を検討すべきとの意見もある。</p> <p>協会においては、今後の更なる事業主との連携強化に向けた方策を検討されたい。</p>	<p>○事業計画Ⅱ. 2. (10)</p> <p>健康保険委員は、協会と事業主・加入者との距離を縮める重要な橋渡しの役割を担っていただいているため、研修の実施、広報活動等により、健康保険事業等に対する理解をさらに深めていただくとともに、事業主・加入者からの相談や助言、健康保険事業の運営やサービスへの意見の発信、及びその他協会が管掌する健康保険事業の推進等にご協力いただきながら、より一層結びつきを強めていく。</p> <p>また、健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施するとともに、事業主・加入者との結びつきをさらに強めるべく健康保険委員委嘱者数のさらなる拡大を図る。</p>